

次に、安田肇君の質問を行います。安田肇君の登壇を願います。

(1 番 安田 肇君登壇)

- 1 番(安田 肇君) ただいま議長より登壇の許しをいただきましたので、さきの通告どおりららん藤岡(株)藤岡クロスパークについて質問させていただきます。

これから、ららん藤岡についてお話しします。ららん藤岡はオープン以来、大勢のお客でにぎわっており、特に農産物直売所は市農業の活性化や交流の場所として市民より親しまれている現状であります。また、かつて藤岡市の産業であるかわら、養蚕が衰退し数年が経過し現在に至っております。しかしながら、農業においては肥沃な地質、砂質沖積土のいずれも関東ローム層の産物で適地適作に合った施設野菜、露地野菜、花卉栽培等に転換して所得の向上に努めているところであります。特に花卉栽培については、シンビジュウムが市場の相場変動に大きな影響をもたらせるまでになりました。こうした中で、市民は今まで以上にららん藤岡に寄せる思いは大であります。期待しておるところでございます。群馬県の玄関口としての市場は、限りなく広がり夢のあるららん藤岡ですが、しかし管理会社であります(株)藤岡クロスパークの経営が前途多難であると聞いております。

さて、本題に入らせていただきます。行財政改革を進める緊縮財政の状況下、去る10月のことです。我々経済建設委員会で高崎市役所を訪れたとき、会議の中で高崎市の議員から「藤岡市は魅力のある場所をお持ちですね。」とうらやましげに話されました。先ほども、針谷議員からも称賛されたとおりだと思います。とりもなおさず、藤岡インター道の駅ららんでした。日本の中で道の駅人気ランキング上位にノミネートされているららん藤岡は、首都圏から100キロメートル以内に位置し、関越道、上信越道が隣接し、北関東自動車道がアクセスしております。県内外からも脚光を浴び、発展途上にあるららん藤岡(株)藤岡クロスパークを市民からの大切な税金で建設したららん藤岡を眠らせておくことは、藤岡市全体にとって不利益だと思います。周囲の市町村からも、地の利を生かし切れず赤字を回避できない(株)藤岡クロスパークに対して藤岡市の行政が問われかねません。

過去の4期の決算書の経緯を調べたら、資本金と保証金を与えて投資した(株)藤岡クロスパークの赤字が見受けられます。平成16年度に2回目の財政支援に当たり、藤岡市民サイドから見て納得できないと考えられます。なぜならば、せっかくの支援金が有効利用されていない実態が見受けられます。5期目の今こそ起死回生を図り、クロスパーク自身の改革改善をすべき時期だと推察します。私は藤岡市民の代表として、市の将来につながる市の憩いの場所クロスパークのスリム化を図ることにより融和感がはぐくまれ一体感が生じ、そして組織強化につながると思います。(株)藤岡クロスパークが力をつけ君臨し、花広場の諸行事に拮抗している産直アグリとともに合体ができてこそ、ららん藤岡全体の

発展に寄与されることと思います。そして、花の交流館を市当局と一緒にイニシアチブをとり、盛り上げてこそ市民から理解が得られる根源かと思えます。地の利を生かし、県内外の脚光を浴び群馬県の玄関口として藤岡市の誉れとしたい、そして人々が集結して一大情報基地に変革するよう私は期待いたします。

そこで、第1回目の質問に移らせていただきます。ららん藤岡の施設維持管理業務委託の主なものとしてどのようなものがあるか。また、株式会社藤岡クロスパークの人件費は幾らなのか、そして社員の数、業務内容はどのようになっているのか伺いたいです。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

ららん藤岡の管理運営状況につきまして、株式会社藤岡クロスパークに確認をしましたのでご説明申し上げます。なお、金額につきましてはすべて税抜きの金額であります。初めに、ららん藤岡の施設維持管理業務委託につきましては平成15年度から花の交流館の管理費用として市から（株）藤岡クロスパークへ支出することになりました3,000万円を除きまして主な業務委託として、契約金額が100万円以上のものについて件数は5件でございます。まず、広場植栽保守管理業務につきましての業務内容はふれあい広場、その他施設敷地内の花壇などの植栽保守管理業務であります。委託先は藤岡市園芸協会花卉植木部会で平成14年度の契約金額は630万円、平成15年度の契約金額は600万円であります。次に、外構植栽保守管理業務につきましての業務内容は、芝生や樹木などの植栽保守管理業務であります。委託先は株式会社長組で、平成14年度の契約金額は340万3,809円、平成15年度は320万円であります。次に、ごみ回収及び清掃業務につきましての業務内容は、各施設のごみ回収及びごみの搬出、施設内の便所の清掃などあります。委託先は株式会社萬場で、平成14年度の契約金額は1,148万円、平成15年度は1,100万円あります。次に、機械設備保守点検業務につきましての業務内容は給水設備や給湯設備、空調設備などの施設内機械設備の保守点検業務であります。委託先はクシダ工業株式会社で、平成14年度の契約金額は300万円、平成15年度は270万円あります。次に、浄化槽保守点検業務につきましての業務内容は花の交流館と商業施設の浄化槽の保守点検業務であります。委託先は有限会社環境浄化センターで、平成14年度の契約金額は126万3,000円、平成15年度は119万9,850円あります。

以上、5件合わせまして平成14年度の契約金額は2,544万6,809円、平成15年度は2,409万9,850円となっており、平成15年度と平成14年度を比較いたしますと金額で134万6,959円、率で5.3%の削減となっております。

次に、人件費であります。給与、手当、賞与、法定福利費、福利厚生費及び役員報酬の総額は平成14年度の決算額で3,339万6,000円となっております。人員の内訳は社員数が9名、常勤役員が1名で合計10名であります。業務内容といたしましては、テナントの精算業務、施設敷地内の清掃、駐車場の管理業務、遊具施設の管理、その他経理や営業、イベント業務などです。なお、イベント回数はフラワーアレンジメントなどの各種教室を含めて平成14年度には約100回、内訳として(株)藤岡クロスパーク主催のものが約10回、各種団体のものが残りの約90回となっております。

以上でございます。

議長(松本啓太郎君) 安田肇君。

- 1 番(安田 肇君) 2回目の質問なので先よりいたします。ただいま藤岡の業務委託の主なものについて説明を受けましたが、今年度と前年度を比較すると合計で約130万円、率で5.3%の削減となっておりますが、私はまだまだ努力することにより削減の余地があるのではないかと思います。また、私は何でも削減しろと言うのではなく、努力した中で有効利用の観点から支援金がら藤岡発展の手段として使用されるならば大いに賛成ですが、今までどおりだったら意味はありません。藤岡市を担っていく未来ある若者のためにも、ぜひアウトソーシングを見直し、改善するべきだと思います。(株)藤岡クロスパークも自分たちができることは自分たちでやるのだという姿勢が市民に共感を与えたいと思います。

次に、花の交流館の中にある喫茶店について伺います。まず初めに、花の交流館はどのような性格の施設なのか、またその花の交流館の中に喫茶店を入れた経緯はどのようなものか伺います。よろしくをお願いします。

議長(松本啓太郎君) 企画部長。

企画部長(中易昌司君) お答えをいたします。

主な施設維持管理業務委託の見直しにつきましては、現在契約先などと協議を行い検討中です。(株)藤岡クロスパークとしては、自社の社員ができる業務は可能な限り直接行い、また委託業務についてもシルバー人材センターの利用や見積もり合わせをするなどの方法で経費削減に努めたいとのことです。(株)藤岡クロスパークの目標としては、来年度の契約金額は委託金額全体で約15%、金額では約400万円の削減を見込んでおります。また、イベント業務についても引き続き積極的に誘致を図りながら、使用者が自主的に準備できるような貸し出し方法を検討し、効率的な人員配置をしていきたいとのことです。

次に、花の交流館であります。花の交流館は地域農業の代表的生産物である蘭をテーマにした安らぎとにぎわいの空間を目指した地域振興施設であります。その館内の喫茶店

については、見学者がコーヒーなどを飲みながらゆっくりと休憩できるスペースが必要ということで、飲食ブースを設置したものであります。その飲食ブースの運営委託ということで、オープン当初は有限会社ティラ21へ委託しておりましたが、経営不振から撤退し、その後有限会社ワイズへ委託をしております。有限会社ワイズとの契約期間は平成13年9月1日から平成18年3月31日となっております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 安田肇君。

1 番（安田 肇君） 3回目の質問をさせていただきます。

業務委託の見直しについて、（株）藤岡クロスパークは前向きに検討しているという回答をいただきましてありがとうございます。花の交流館の喫茶店ですが、この喫茶店の業務委託は月額売り上げの10%、電気代については非常に安い金額と聞いていますが、同館の委託料などと整合性を持っているのか。また、喫茶店のいすやテーブルは市の備品と聞いているが、営業に使用されているのは問題ではないのか。また、喫茶店の花のコンセプトとしての設置効果はどのようになっているのか。

それから、（株）藤岡クロスパークの経営状況によっては今後施設全体のテナント料等の見直しが必要となってくると思われる。見直しに当たっては同じ業種の店舗で不公平とならないよう、また、ららん藤岡を経営している（株）藤岡クロスパークの経営が成り立つよう採算性も配慮し、優良店舗の確保を図る必要があると考える。そこで、ららん藤岡全体の各テナント料の見直しをどのように考えているのか伺います。そして、ぜひ新しく就任された専務に期待し、市と密なる連絡の上、血税がららん藤岡に有効活用され、より多くの市民に理解が得られるようお願いして、最後に（株）藤岡クロスパークの経営について市長はどのように考えているのか伺いして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

花の交流館の飲食ブースの契約内容については、面積は30坪、約99平方メートルで、業務委託料は月額、売上額の10%であります。それから、電気使用料が月額1万円でありましたが、この10月から月額3万5,500円に値上げをいたしました。そして、水道使用料が月額5,000円、その他ごみ回収費などの共益費となっております。市といたしましては、喫茶店のいすやテーブルは市の備品であり、（株）藤岡クロスパークは有限会社ワイズと契約時の約束で使用許可しているということではありますが、（株）藤岡クロスパークに改善するよう指導しているところであります。喫茶店の設置効果といたしましては、利用者数は月に約2,100人となっております。また、委託料として（株）藤岡ク

ロスパークに年間約140万円の収入があります。

次に、ららん全体の各テナント料は、市が整備した建物と(株)藤岡クロスパークが整備した建物との違い、また飲食店や物販店など業種の違いや店舗面積の違い、入居時期の違い等により一定ではありません。現在は全部のテナントが埋まっておりますが、一時期数件の空きがあったこともあり、入居優先でテナント料を引き下げたり、各個店の経営が厳しい状況から、テナント料を歩合制から固定制に変更したものもあります。ちなみに、アグリプラザの農産物直売所は、従来は売上げの5%でありましたが、今年度見直しを行い、売上げの5%で税抜き2,000万円の上限を設けております。また、観光物産館は売上げの9%となっております。こうした中で、花の交流館の飲食ブースの業務委託料、月額、売上額の10%については適正なものと考えているとのことでありますが、(株)藤岡クロスパークの経営状況によっては、今後の施設全体のテナント料の見直しの中で考える必要があると思われまます。テナント料の見直しについては契約の基本期間が2年契約となっておりますので、契約更新時に随時見直しをしたいと考えており、議員のご意見のとおり、基本的な考え方として同じ業種の店舗間で不公平とならないよう、また、ららん藤岡を運営している(株)藤岡クロスパークの経営が成り立つよう採算性も考慮し、優良店舗の確保を図りながら多くのお客様に喜んでもらえるような施設づくりをしていきたいと考えているとのことでございます。

以上でございます。

議長(松本啓太郎君) 市長。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) お答えします。

議員ご指摘のとおり、ららん藤岡は年間150万人が訪れ、視察に来た人にも大変すばらしい施設であるという評価をいただいております。今後もららん藤岡のすぐれた立地特性を生かし、藤岡市の顔として盛り立てていく必要があると考えております。ようやく空き店舗も解消され全部が埋まりました。また、(株)藤岡クロスパークには経営赤字解消に向け徹底した経費の見直しと収益の確保を目標として、今後懸命な努力をしまっているという覚悟でございます。今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 以上で安田肇君の質問を終わります。

次に、清水保三君の質問を行います。清水保三君の登壇を願います。

(20番 清水保三君登壇)

20番(清水保三君) 議長からの登壇のお許しを受けましたので、さきに通告してある中身について質問をしたいと思います。

私は合併ではなくて自立を求める立場から質問をします。なお、先ほど針谷議員の質問

と重複する部分があるかと思えますけれども、その辺はご容赦願いたいと思います。

まず、私は合併問題にかかわる財政問題について何点が質問をいたします。私は市政について4年間の空白がありましたので、予算書などに目を通す機会があまりありませんでした。4月になって予算書が渡され、本当に驚いたものです。市債の中の臨時財政対策債が平成14年度で4億円、平成15年度では何と9億2,000万円が計上されておりました。一体これは何なのか。それらを調べてみました。市長の「私の決意」にもあるように、「交付税の減額、国庫補助金減額と市町村に対する国の締めつけが厳しくなると予想され、……」と決意の中で示されています。これらは合併しても、しなくても、合併した自治体でも同じ傾向になるのではないかと思います。見解を伺います。

臨時財政対策債とはどんなものか私なりに調べました。もちろん行政当局は百も承知かと思えます。確かに地方交付税は減っているようですが、地方交付税の額が減っている最大の理由は、3年前の国の制度改正で地方交付税の振替制度として臨時財政対策債が導入されたことによるものです。臨時財政対策債は、形は市が発行する地方債ですが、その返済は毎年地方交付税で措置すると法律で決まっているものです。財政運営上は地方交付税と全く同一のものと思っておりますが、見解をお示してください。この3年間で交付金、臨時財政対策債を含めて前年と比較して幾ら減ったのかも伺います。したがって、交付税がカットされるから合併しかないという議論は、私は成り立たないのではないかと思います。見解を示してください。

次に、臨時財政対策債は、法律では平成15年までの臨時措置とされているようですが、平成16年度予算が国会を通過していませんから、地方財政計画も示されていないと思えます。しかし、おおよそどのようなか、知る範囲の情報を示してください。

次に、合併しないと財政がやっていけないという論議もありますが、本当か伺います。行革推進本部の指針では、職員数の減とか、さまざまな実施削減計画が示されています。平成16年度で4億円、平成17年・18年度で1億円、向こう3年間で6億円の削減計画です。このような努力目標を実施するならば、合併しないとやっていけないとの理由は成り立たないのではないかと思います。ご見解を示してください。

以上で第1回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

まず、臨時財政対策債の概要であります。国は平成12年度までは地方交付税の財源不足を地方交付税特別会計の借り入れを行い、地方交付税を交付してきましたが、平成13年度からこの方法を改め、平成13年度から平成15年度までの間に限り、地方交付税

の通常収支の不足分を国と地方が段階的に折半して補填することになりました。この地方の不足分を特例による地方債である臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債の発行により賄うものであります。また、臨時財政対策債は用途が特定されない一般財源で、この償還費は全額、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

次に、本市における地方交付税と臨時財政対策債の推移であります。平成12年度は地方交付税が約44億7,000万円でありましたが、平成13年度以降は臨時財政対策債の発行額が平成13年度、約2億8,000万円、平成14年度、約5億9,000万円と増加する一方で、地方交付税は平成13年度、約40億1,000万円、平成14年度、約37億3,000万円と減少をしております。また、地方交付税と臨時財政対策債を合算した場合には、平成13年度、約42億9,000万円、平成14年度、約43億1,000万円で、おおむね43億円前後となっております。平成15年度は、普通交付税は決定をいたしました。臨時財政対策債や特別地方交付税の決定はこれからであるため、あくまで現時点の見込みでございますが、前年度の43億円を上回るのではないかと想定をしております。

次に、臨時財政対策債の平成16年度以降の取り扱いであります。現在、国が国庫補助金・地方交付税及び税源委譲の三位一体の改革を国の予算編成と並行して見直しの検討を行っております。このうち国庫補助金については向こう3年間で約4兆円、平成16年度は約1兆円を削減し、それに見合う地方への税源委譲を行うことで、国は具体的な補助金の対象と金額を予算編成の中で作業を進めているところであります。また、地方交付税や税源委譲についての見直しも現在、国で検討されているところであります。今のところ具体的な内容は決定に至っておりません。また、今後の臨時財政対策債の取り扱いについても、国の地方交付税総額に対する財源不足をどうするかということで、平成15年度と同様に不足分の2分の1を国の一般会計負担、残り2分の1を地方が臨時財政対策債として借り入れする、いわゆる折半ルールを今後も国が継続するかどうかという問題であります。現在、国で平成16年度の予算編成を行っておりますが、本日の新聞報道によれば財務省・総務省の協議により、臨時財政対策債の発行については税収減の影響で継続する必要があると判断し、来年度から3年間延長することを決め、来週にも来年度の税収見込みの財源不足を確定した上で発行額を固めるとしております。

次に、地方交付税や臨時財政対策債など国の現行財政制度が維持され、そして行財政改革を実施していけば、藤岡市は合併しなくても財政的にやっていけるのではないかとご質問でございますが、まず基本的に現在の厳しい国・地方の財政状況の中では、合併する、しないにかかわらず当面財政の健全化に向けた取り組みが緊急かつ最重要課題であると考えております。ご承知のとおり、地方の財政は不況により市税や地方交付税等の財源

が減額する一方で、少子高齢化により福祉関係の費用などが増大しているため、収支の不均衡に陥り、この対応に迫られております。このため歳出の削減を中心に行財政改革を進める必要があり、当市においても平成16年度から3年間で経常経費6億円を削減する目標で取り組んでいるところであります。しかしながら、国の今後の地方財政対策に伴う地方交付税や市税の動向によっては、さらに行財政改革による歳出削減が必要となることも考えられます。

次に、合併する場合としない場合の財政的な影響であります。合併する場合は合併に伴う人件費の削減や事務の効率化による事務費の削減などの効率化が考えられます。また、歳入面では地方交付税の10年間の保証や合併特例債などの財政措置がありますが、合併特例債も借入金であることから、後年度の負担を考え、慎重に事業選択をしていく必要があるとともに、地方交付税の特例措置についても保証される10年間のうちに財政の健全化を目指す必要があります。また、今後の財政運営を考えた場合、さらに厳しい財政状況が予想されるところであります。こうした状況は多くの自治体の共通の課題でもあります。このため合併議論の中で財政状況や住民サービスについても一方的や一面的ではなく、将来にわたり安定した行政サービスや持続的な行財政基盤などについて検討・協議していく必要があると考えております。現在、当市では具体的に合併の準備事務を進めておりますので、財政への影響なども整理し、検討や議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 合併してもしなくても財政の厳しさは全く同じではないかと思うのです。

ですから、むしろ小さな自治体で、本当に市民に役立つような小さな自治体、そのことがずっと運営されるならば、それが一番いいのだと私は思うのです。2回目ですから、ここで質問をいたします。

地方交付税は簡単に減らせるのかという問題です。私の調査では、この仕組みは地方交付税法だけではなくて、地方財政法をはじめ社会保障・福祉・教育・道路等、およそ住民の暮らしに結びついた法律にも支えられています。例えば生活保護費の国庫負担金は7割ですけれども、残りの3割の額は交付税の対象になっています。最近の新聞の報道などによれば、生活保護世帯の支給額をカットするとか、農業委員会の事務費等をカットするとか、政府の1兆円の削減案を地方に押しつけようとしていますが、これらに踊らされることなく、財政上から見ても合併によらず自立の道を模索すべきだと私は思っています。

2回目です。以上です。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

国の地方交付税改革の基本的な考え方としては、平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」における三位一体の改革の中で、地方交付税については国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、平成18年度までに地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進めるとしてあります。ご承知のとおり、地方交付税は地方自治体の財政保障、財政調整機能の役割を担っており、今後もその役割を担うものと考えられます。また、現在の地方の財政状況から、歳出の抑制や歳入の確保の努力を行ったとしても、引き続き巨額の財源不足が生じる可能性があるため、地方交付税制度の趣旨を踏まえ、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、所要の措置が望まれるところであります。

しかしながら、平成15年度の地方交付税総額のうち、国税5税の法定分は全体の約6割で、残りは国の一般会計からの繰入金などで賄っていることから、地方交付税総額を削減する方向にあり、平成15年度では国の地方交付税総額の前年対比で7.5%減となっております。さらに、平成16年度の国の予算編成方針では、国・地方を通じた歳出削減により、地方財政計画の歳出や地方交付税総額を抑制するとし、総務省の地方交付税概算要求では地方に配分される総額は前年対比3.4%の減としてあります。

ご質問の今後の地方交付税の見通しについては、現時点においては地方交付税の制度の見直し内容や具体的な地方への影響額などは、国の方針が決まっていないため不透明であります。現在までの国の動向に加え、合併促進のための地方交付税による財政措置の影響などを考えると、当市における交付額は過去の減額率以上となることも考えられます。今後、国の三位一体の改革や年末の平成16年度地方財政計画に向けての国の動向を注視し、その結果を当面当市の平成16年度予算に反映させていく必要があるとともに、さらに将来的に現在の行政水準が維持することについて、どの程度影響があるか検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 清水保三君。

20番（清水保三君） けさあたりの新聞でも報道されていましたが、全国の町村会長の会議の中で「現行交付税制度を堅持しろ。」というような要求を国に出しているようです。ですから、まだ流動的な部分がいっぱいあると思いますけれども、いずれにしても私は合併しようが、しまいが、財政問題で国が減らそうとする部分は合併した自治体でも減らしてくるところが実態なのかというふうに思っているわけですが、そういう点では私は自立する市政を模索していくべきだというふうに思っているのです。

地方分権一括法の施行が推進され、いよいよ実施の段階に来たということで、この「市

の合併を考えるPart 1」ですけれども、この中に「市民にゆとりと豊かさを実現する社会づくりのために、地域の実情やニーズに即した行政が求められています。そこで、国と地方の役割分担を見直して、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体である市町村で賄うことが望まれています。」というふうに書いてあるのです。そういうふうに解釈しますと、合併して大きくなればなるほど市民のニーズ、あるいは身近な人たちの利用のし辛さにつながってしまうのではないかというふうに私は思っています。ですから、自立の道を探るということが、今、議会でも行政がもう合併一本やりというような状況になっていますけれども、そういうことも、「それはいいでしょう、しかし自立も考える。」ということがとても大事だというふうに思っています。

そこで、財政当局にお願いしたいのは、このままの形のもので10年・15年のシミュレーションといいますが、財政予測を立ててほしいというのが1つの要求です。

それから、最後にいろいろな合併論議がある中で、先ほど針谷議員も言っていましたけれども、住民投票条例を制定して市民の信を問うという姿勢が、私は一番求められているのではないかというふうに思います。市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

合併の是非を問う住民投票条例制定に向けての対応についてであります。合併や公共事業の是非など自治体の大きな政策課題を住民投票で決着しようとする動きが全国的な広がりを見せており、県内におきましても合併の枠組みについて、その意思を問う住民投票が執行されております。また、住民への自治への参加手段として住民投票が広く認知され、住民自らの判断で地域の行政課題を解決していこうとする機運が高まりを見せておりますことは、十分認識をしているところであります。しかし、一方では、住民投票は現行の地方自治制度が基本とする代表民主制との関連などにおいて慎重な検討を要するものであり、また情緒に流され、冷静な判断を求めるとはなじまないという点も指摘されているところであります。もとより合併に関する協議におきましては、住民の皆さん方の積極的な参加のもとに進め、その是非の判断につきましては住民の意向を十分踏まえることが重要だと考えております。しかしながら、市町村合併にはさまざまな議論が存在しており、これらの事項を一つ一つ協議、調整した上で全体として総合的に評価して判断していく必要があることから、単に合併の賛否のみを問う住民投票は、その意味で多様な市民意識を十分反映したものとはならないと考えられます。このようなことから、住民投票という方法ではなく、住民説明会等における意見交換や住民意向調査等を通してさまざまな市民意識の把握に努め、真に市民の皆さん方に理解、納得いただける合併を目指すことが肝要と考えております。

また、財政のシミュレーションについては、国の三位一体の見直し結果などを踏まえまして今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 以上で清水保三君の質問を終わります。

次に、串田武君の質問を行います。串田武君の登壇を願います。

（3番 串田 武君登壇）

3番（串田 武君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました2件について質問をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、幾つかの点について私の感じたままを申し上げたいと思います。確認の意味で、議会における質問と答弁を、過去3回ほど内容について見せていただきました。針谷議員が私の質問の北藤岡駅周辺区画整理事業について行った質問の内容でございます。平成13年9月議会におきまして、まず施工期間の進捗状況について質問がなされました。この答えにつきましては、「まだ174億円必要であり、残り10年であるが、財政的にも不可能ではないかと思う。そこで、さらに10年延長した場合、年次投資額は8億円から9億円必要となります。このようなことから、担当といたしましては平成32年ごろを完了年度としたいと考えております。今後実施計画等について関係部署と十分協議を重ね、できる限り短縮できるよう対策し、努力していきたい。」と答弁をしております。しかしながら、私も昨年6月以降、一年半有余にわたりまして関係部署ともいろいろな話をさせていただきましたが、ほとんどこの計画について基本計画に取り組む姿勢におけるところの検討も協議もなされていないのが現状ではないかと思っております。

そして、この事業計画の見直しについては、少なくとも昨年4月選挙の段階で新井市長が見直し変更について地域の皆様方にもいろいろとお話をしております。この件についても、針谷議員の方から平成14年6月議会において事業の見直しの考えが質問されました。この時点におきましては、「今の時点で見直しというのはいかがなものか。」ということの考えのみでございました。

同じ事業の見直しにつきまして、平成14年12月議会におきましては、「具体的におおむね平成15年を目安とした地域を定め、整備を図る。」ということを申しております。また、「今後については段階的に区域を92.7ヘクタールの事業推進を図るとともに、費用対効果の高い北藤岡駅周辺の南口駅前広場や、これに通じる北藤岡駅前通り、そして東西に向う森立石線等の都市計画道路の整備に努めていきたいと考えております。また、当分の間、事業の行われない地域については、規制の緩和、また用途の関係、こういったものにつきましても県との協議の中で指導をいただきながら進めたい。それから、地権者の皆様方にもご理解をいただくよう説明会を持っていきたい。」という答弁でございました。

私も先ほど申し上げましたように、部署でそれら関係についていろいろと確認作業もさせていただきましたが、これらについても恐らく具体的な問題について協議が図られていないのではないかとこのように思います。

そこで、なぜこのような形に推移するのかということについていろいろ第三者的な一般論の話も伺ってみました。そんなところから、この計画そのものは初めからどうも無理な面が多かったのではないかとこのように自らも感じました。

その1つは、恐らく計画されました時点、市の財政規模から見た場合に、この計画が夢の見切り発車のものであったのではないかとこのことが、いろいろの数値から調べさせていただいて出てくるわけでございます。まず、一般歳入予算を基本とした予算でございますけれども、平成4年度に基本計画がなされまして、当時の予算規模が193億円、そして平成8年建設省から事業の認可を得た時点の市の予算が196億円、そして事業に着手した平成12年度が193億円、特にこの着手いたしました事業年度の後の平成13年度におきましては16億円の、これを計算して、あと残されました10年で割りますと、174億円を残り11年で割りますと年間16億円ぐらいの投資で何とかなるということだと思いますが、平成13年度の予算では、このときに1億7,000万円というような、計画の10分の1程度しか予算計上ができなかったのが事実でございます。

もう1つは、将来展望の見方として、平成4年ごろの基本計画時点においては、ちょうどバブルの末期から幾らか景気が下降に向かっていった時点だと思いますけれども、このようにときに恐らくこの基本計画を進める地域の中に、先の見通しが大変甘い考え方が多かったのではないかとこのように思います。

もう1つは、地権者が約848名おられるわけですが、今回のこの計画は、このうち679軒が曳き家移転の対象になっているということでございます。なおかつ、この換地が玉突き方式でございますので、当然のことながらわずかな予算で計画した場合には基本事業に着手できない。これは事務当局といたしましても、今、基本計画に入ることすらできないのが現状であるというようなことをお聞きしております。

もう1つは、既にこの区画整理事業が始まった時点に、基本計画にあるところの都市計画道路7路線に影響のあるミニ団地が、既に6カ所から7カ所あったということでございます。そして、当初からこの地域においては反対運動が非常に根強く続けられておるということでございます。今でも毎週金曜日になりますと、8時から事務所があいて関係者が出入りしているような状況でございます。やはりこれらを考えたときに、少なくとも時代に合った民意の反映というものが強く求められる中で、いろいろと啓蒙運動がなされるべきであったと思いますが、それら啓蒙運動について、実は約束された「まちづくりだより」を月1回ペースで発行し、内容を地権者の皆さん方に知らせるとこのことが、当初と違っ

て現在はほとんど行われずに、年に2回とか3回というようなことが現状の姿でございます。そして、この「まちづくりだより」についてもいろいろなことがありますけれども、ほとんどが計画の流れの推移でなく、法的な問題を理解していただくような形のものが多かったというふうに思っております。

そこで、1回目の質問といたしまして、北藤岡駅周辺土地区画整理事業についてお尋ねをしたいと思っております。本計画については、そもそも旧小野村時代の昭和36年2月21日に初めてJR八高線北藤岡駅が開設されて以来、特に地域住民の総意でJR高崎線の北藤岡駅誘致を長年の夢としていろいろな運動が展開されてまいりました。しかしながら、なかなかその運動の成果が上がらず、その打開策として市側から総合的見地で将来を展望し、新しいまちづくりのための区画整理事業を取り入れることが一番ベターだということで、この計画がなされたものと認識をしております。そして、この計画も現在ではほとんど基本計画どおりにいかないというようなことになっておるわけでございます。

いずれにしても、事業の着手は平成12年9月1日恐らくこの時点でも判断できたと思っておりますけれども、昨今の社会経済情勢は国の進める構造改革の影響を受けて、経済不況によるところの税収減と国庫補助金や交付税の大幅削減等、当市の財政事情も大変厳しい状況の中で、当然のことながら基本事業の着手については今後の見通しも全く立てられないということが現状となっております。

このような状況を考えたとき、事業費や区画整理事業そのものについて、その手法や抜本の見直し、時代にマッチしたまちづくりに取り組むべきだというふうに思っております。そのためにあらゆることを具体的に、今、何をなすべきか、何を考えるべきか、あらゆることを今までようなことでなく、問題解決を協議するとか検討するとかという言葉だけで先送りせずに、できないことはすぐにできないとし、あるいはすぐに手をつけないこと等、限られた法的枠組みの中で検討する場として広く民意の反映が得られる組織をつくる必要があると思っておりますが、そのような計画があるのか、まず1点目としてお伺いをいたします。

次に、当初計画時と現在の社会環境との著しい変化の中で、物事が計画どおりにいかないことぐらいはだれにもわかることであり、一般論で言えばこの計画についても限られた市の予算の中、このままの推移では恐らく完成までに100年ぐらい、いやそれ以上かかるだろうと思っている人が数多くいるということでございます。参考に、この基本計画の計画時の資料によりますと、少なくとも基本計画から換地処分・清算金までのフローチャートというこの資料が市の方から出ておるのですが、これに家屋・工作物等の移転、道路・水路・公園等の工事についてということで、工事期間はおおむね10年前後とうたわれている。これから実は始まったわけですが、当初の計画が92.7ヘクタールという大変広い地域だったということから、藤岡市のこの計画は施工期間15年ということ

で平成8年から平成22年度までということですので、既に折り返し点を迎えた今日でございます。

総事業費180億円の進捗状況について、これも針谷議員の方から前の議会でも出ておりますが、平成14年度末現在、事業の進捗率は4%強ということで、投入額も予算額にして7億6,000万円、平成15年度の予算も1億8,500万円となっており、その上、行財政改革に基づく3カ年が先般示されたわけでございますけれども、平成16年度、1億8,500万円、平成17年度、2億5,000万円、平成18年度、2億5,000万円、そして事務当局の考えでは平成19年度も2億5,000万円となっております。このような予算組みの事業推進計画では、基本計画の都市計画道路、先ほど申し上げました7路線、あるいは駅前広場、公園7カ所等の実施計画に取り組むことすらできない状況であると考えております。

ちなみに、他の例を参考にさせていただきますと、伊勢崎市では既にいろいろな問題について見直しとか見送りということの段階に入っております。しかしながら、なかなか藤岡市では見送りとか見直しということに具体的に組み込まれない。しかしながら、いろいろ話を聞くと、取り組めないというような公的見解や何かを持っておられるわけでございますけれども、伊勢崎市では本年の3月議会で地域住民の提言で新たな国の補助事業を取り入れ、事業費や区画整理事業そのものの費用を抜本的に見直し、時代にマッチしたまちづくりを推進するとしております。特に今後の幹線道路の変更なども視野に入れ、これまでの土地区画整理事業にこだわらない手法に取り組むとしております。具体的には、必要性のあるところについては進捗率の高い地域に編入とか、次期工事予定地の事業を見送るとしてしております。このようなことから、本市において本計画そのものが抜本的に見直し、時代にマッチしたものにすることができないのかどうか、お聞きいたしたいと思います。

そして、この検討期間として、当然のことながら平成19年度までの予算がおおよそ判断できている今日、この計画を一時凍結することも視野に入れて検討すべき重要な時期に来ているのではないかというふうに思いますので、その点についてどんなお考えを持っておられるのか2点目として伺いたいと思います。

以上、1点目として、広く民意の反映を前提とした仮称検討委員会設置考えがあるのか伺いたい。2点目として、一時事業を凍結し、抜本的な見直し変更に取り組むべきと思うが、具体的な取り組み姿勢と考え方をお伺いしたい。以上2点を1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時16分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

仮称検討委員会設置についてのご質問ですが、議員のご提案のとおり、広く地権者の意見を聞くことは大変重要であると考えています。北藤岡駅周辺地区のまちづくりを今後どのように進めていったらよいかということで、さきの8月25日から4日間の日程で地元説明会を開催し、地権者の方々から貴重なご意見を多数いただきました。その際、地権者からの要望事項として検討委員会の設置があったと思いますが、市としても今後事業を進めるに当たり、より多くの意見・要望等をお聞きするため検討会の必要性を認識しており、検討を行っております。しかし、検討会の委員の選任をどのような方法で行うか難しい課題であり、今後地元区長・議員の方々からご意見をいただき、委員の選任について検討してまいりたいと思っております。また、委員の数でございますが、意見を正しく聞くという見地から、おおむね15名程度を予定しています。また、平成15年度中に組織を立ち上げ、検討の開始時期については平成16年度の早い時期からと考えております。

次に、一時事業を凍結し、根本的な見直し・変更に取り組むべきだと思いが、具体的な取り組み姿勢と考え方についてのご質問ですが、本事業は平成8年度に事業認可を受け、現在事業進行中です。当初計画では事業費を大幅に増額し、おおむね15年間で事業を完了させる予定でしたが、事業開始時の経済状況と現状を比べると国・県・市の財政状況も厳しく、例えば平成14年度ですが、市の要望とすれば補助対象額で1億7,000万円のところ3,000万円の削減をされる状況であり、今後国の補助金も減少傾向と思われるため、そのため現在の予算を維持するのも厳しい状況であります。今後大幅な予算の増額が期待できない中で、総事業費の圧縮を図るべく、今日までに幾つかの見直し案を検討してまいりましたが、区域全体の整備を考えた場合には総事業費の削減は困難であります。

また、事業の財源となる保留地の処分金ですが、近年土地価格の低下により当初計画に計上されている保留地処分金の総額の確保が難しい状況にあるため、資金計画のバランスに大きく影響を及ぼすことが明かです。このような現状が長期間続いた場合、今後ますます市単独費の占める割合が膨大となるものと考えられます。このようなことから、区画整理事業を取り巻く状況は年々厳しく、現状分析した場合、本事業区域を完了させるには今後100年という長期にわたることも考えられます。

また、本年8月に実施した地元説明会では、事業の長期化に伴う不安・不満により多数

の方々から事業凍結の意見も出されております。今後具体的な事業方針を出していく中で、現在の進捗状況から考えても、区画整理を取り巻く法的な規制、例えば土地区画整合法第76条の建築規制、土地区画整理事業を前提とした用途地域設定による建築規制等をはじめとするいろいろな問題点、また地権者の個々の考え方等をすり合わせしていくには相当の期間が必要と思われまゝ。限られた予算の中で事業の執行を考えた場合、おのずから事業計画を細分化せざるを得ないと考えております。このようなことから、関係地権者の意見や県のガイドライン等を参考にしながら、ご質問による一時凍結も含め関係機関と協議を進め、早目に結論を出せるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 串田武君。

3 番（串田 武君） 2回目となりますので、自席にて質問をさせていただきたいと思ひます。

2点目は、JR八高線北藤岡駅周辺環境整備についての質問でございます。さきに質問をさせていただきました北藤岡駅周辺区画整理事業が、そもそもJR高崎線北藤岡新駅設置を第一の目的として計画されたものであり、昨年4月までは平成15年度には駅前広場、平成16年度には新駅を開設するといつづ、何も知らない地域住民をだまし続けてきた行政及び関係者は、今、どんな気持ちでいるのだろうかということに疑わざるを得ないということでございます。その区画整理事業自体が、現在の社会環境からして当然のことながら不可能に近い状況であり、まずJR八高線北藤岡駅を原点として、地域住民の通勤・通学を中心とした交通機関の足として利用できる環境整備を最優先に検討すべきであると考えます。

ちなみに、現在のこのJR八高線北藤岡駅周辺の現状を幾つか確認してみましたが、まず市道が4本ほどございますけれども、駅利用者のアクセス道路として、例えば市道160号線は駅の西側に17号まで続いておる道路でございますけれども、延長約280メートル、幅員は5、6メートルというところでございます。しかしながら、この道路はスクールゾーンの設定をされておりまして、午前7時から8時30分まで、現在、車の進入禁止となっております。なお、また踏切は3メートル程度でございますので、歩行者は車の通るときには線路の方によけているような状況で、非常に、これは危険度が高いということでございます。

それから、市道2449号線でございますけれども、これは延長が約294メートルでございます。幅員は3メートルで片側通行しかできません。この2449号線というのは、そもそもJR高崎線の踏切が馬入れの道路で約5本ばかりあったのですけれども、危険が伴うということで、それを統合するという形の中からできた道が、この2449号線でございます。そのころは、当然のことながらせいぜい耕運機ぐらいで、ほとんどがリヤカー

の世界ですから、そのくらいでよかったのだと思いますけれども、今はほとんど車という時代でございますので、なぜ三十数年このような状況で3メートルの道路のままだったのかというのは、今となってみると問題であるのだというふうに感じております。

そして、もう1本、市道2145号線、これは市道101号線から駅前正面に向かう南北線でございますけれども、これが市道2155号線と接続して市道2449号線に出る延長約120メートルでございます。幅員は1.8メートルでございます。ほとんどこれは雑草が生い茂っているような状況で、雨のときになると、ほとんど歩行できないような状況でございます。昨年11月のときに、実は都市建設部の方に参りましてお話をしたところ、そのときに小型に2台ほどの砂利を敷いていただきましたが、砂利ということですから、今はまた雑草が生い茂っているような状況で、ほとんど雨の日には駅に通う通行ができないというような状況でございます。

それから、乗降客数というのが、その前にも話をしました反対派の調査によると、1日大体280人前後ということであったのですけれども、市の方から最近いただいた資料でいきますと年間15万人ということでございますので、410人前後が乗降客であるというふうにも思っております。しかしながら、今日までほとんど市の方ではこの乗降客を増やすということについては関心がなかったというのが現状ではないかというふうにも思っております。ちなみに、このJR八高線も上り・下りとも始発が5時半前後でございますけれども、これは北藤岡駅を出る時間でございますが、22時ぐらいのところまで毎日20本ずつ運行されておるということでございます。

特にこの駅前広場の現状を見ますと、市の道路が実は駅用地を一部、昭和63年のときに道路認定をいたしまして、2449号線という形で使われておるところを兼用しているというようなことが広場の状況でございます。そのため両方から入ってきた車はUターンができないというような形で、現在でも無断で民有地を使っておるような現況でございます。

そして、なおかつこの地域は排水が非常に悪いというようなことで問題が出ていたわけでございますけれども、地元の陳情があったときには平成11年、約110メートルぐらい、1回その場においてU字溝を伏せてみたのですけれども、その後はほとんど勾配がないものですから、工事は平成11年から一度も着手してございません。今は雨の日には必ず舗装道路の上が水浸しというようなことで、数日間はまず歩行ができないような現状だと思います。

また、駐車場についても、同じく今のところ完全なものは完備されておりませんし、駐輪場も、大体自転車為主で利用されておる駅でございますが、これは非常に煩雑な面が多分にあって、ほとんど駐輪場としての環境というものは整っていないということだと思います。

ます。そして、そこに1つ公衆便所があるのですけれども、これはちょうど今から三十五、六年前、男女の簡易トイレが1基ずつ設置されて今日に至っておるわけでございます。

そんな中で、いろいろと問題が多かるうというふうに思いますが、2点目としてまずお伺いしたことは、鉄道とバスのアクセスとして市内循環バス「レトロン」の北藤岡駅乗り入れの考えがあるのかないのか、1点です。それから、駅進入道路、当然のことながらバスの進入ということになると、今、区画整理事業で進めておるところの区画道路、6メートルが最低ではなかるうかということから、6メートルの新設道路の設置計画があるのかどうか。それから、駐車場・駐輪場の整備を現在までに検討したことがあるのかどうか。3点について2回目の質問とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

J R八高線北藤岡駅周辺環境整備につきましては、これまでJ R高崎線北藤岡新駅設置事業及び北藤岡駅周辺土地区画整理事業を推進する中で、それらの事業と一体のものとして検討及び計画されてまいりました。このJ R高崎線北藤岡新駅設置事業につきましては、去る平成11年に新聞報道がなされ、新駅設置を平成16年度に実現を図るというものでございました。この新聞報道により、多くの市民の方が新駅設置を期待したものと思われまます。しかし、J R側からは新駅設置の条件として、1日に3,500人程度の利用者が確保できること及び新駅設置に合わせて駅周辺の都市施設の整備及び周辺のまちづくりが進められることなどの条件が示されておりました。こうしたことから新駅設置の可能性を考えますと、現状ではJ Rで示した各種条件をクリアすることは極めて難しいものと言わざるを得ないと思います。また、区画整理事業の進捗状況も、財源の面から大幅に遅れている状況であります。現在のJ R八高線北藤岡駅周辺の環境は、駅への進入路が狭く、また駐車場等も整備されていない状況であり、このため駅利用者には不便をおかけしているのが実情であります。

これからの基本的な考え方といたしましては、地域住民の通勤・通学や同地区周辺にある総合病院外来棟及びらん藤岡への駅からの利用を考慮し、現在の駅周辺の環境整備を行い活用を図っていくことが、利用者にとって利便性を高めることになると思われます。議員ご指摘の件につきましては、今後の事業化の可能性として市内循環バス「レトロン」の北藤岡駅乗り入れ及びこれらに伴う進入路の確保について、地元住民の理解を得られるような形で検討をさせていただきたいと思っております。また、駐車場の整備及びJ R敷地の借り上げによる駐輪場整備の事業化の可能性についても、あわせて検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 串田武君。

3 番（串田 武君） 通告をしてございませんが、3回目といたしまして関連のことで、答弁については省略していただいても結構です。

最後に、実はいろいろな資料を見せていただきますと、地元針谷議員の方から時あるごとにこの区画整理事業の中にある地権者の環境についてはお話がございます。実際に私の方でも昨年の6月から地元で事務所を設けまして、いろいろと皆さん方の意見を聞く中で、少なくとも地権者の中には時代の変化や家庭環境の変化等、やむを得ない事情で土地を売却したいとしてみても、不動産屋のペースで安くたかかれ泣き寝入りをしている人もいるという事実、これはやはり縛りがいろいろありますので、どうしてもそういうことを売りたい場合にはなかなか買いたい人のペースになってしまうというようなことで、具体的な例を挙げますと、時に15万円、あるいは18万円の地所が、6万円とか10万円というような例も実際にはあります。

それ以上に問題なのは、やはりこれからいろいろ調査もさせていただいてありますけれども、農家が多い地域であったわけですから、当然のことながら所有面積が相当ある地権者もおります。この例についても、先般やはり針谷議員の方からこの相続税に対するとここの対処も今後考えていかなければならぬだろうという話も出ておりますけれども、全くそのとおりで、もう目の前にそのような環境を迎える人が何人もおられることも事実でございます。

その中で、また、せっかくある地所を有効に利用したいということで先ほどからも答弁をいただいておりますけれども、法第76条や用途変更等の規制という大変厳しいものがあるわけですが、やはり昨今、あらゆる法というものが改革されたり変更されたりという形で進んでいるのも事実だと思います。まず、この北藤岡駅周辺の地域の市街化区域でございますけれども、当初これを逆線引きするという話もあったわけですが、地元の強い要請でそのままということになっておりますけれども、今はやはり農地法等もいろいろと変わってまいりまして、少なくとも6メートル道路に接する地所で、なおかつ50戸連檐が整えば、調整区域内の土地であっても開発ができるというような法改正にもなっております。

やはりあらゆることが各市町村において具体的に検討されているということであるし、この区画整理事業というものは都市計画事業の中に位置する事業として非常に特殊な事業である。つまりこの駅周辺の区画整理事業は、地権者に対して25%という減歩が伴う事業であるということで、この辺をやはり執行部の方でもよく考えていただきませんか、そしてこの計画そのものの工事期間がおおむね10年前後ということの中で、当然いろいろ地権者に対する影響力を考えてそのようなことが基本的な考え方として出ておるものと思

います。幾ら時代の状況が変わったからといっても、その計画は要するに50年だの70年だの100年だのという一般の都市計画事業とは違う区画整理事業そのものの本質をもう少し執行部の方でもしっかり受け止めて、内容分析をしていただくということがこれからの課題ではなかろうかというふうに思っております。

少なくともこの区画整理事業の基本事業は、今のところどういうふうに事務局と話をしてみても、全部で10億円以上かかる事業であり、なおかつ先ほどの曳き家の例をとってみても、この換地移転先というものが1事業、2事業に重なってしまうということですから、やはり事務局が分析した数値の中には年間十数億円というものを入れなければ基本計画に入れられないのですよ。入ることすら、検討することすらできないということもいつも「協議します。」「検討します。」でずるずる来ているうちに今日に来て、この施工期限の平成22年まで、くどいようですけれども、あと7年です。7年のうちの4年間は、もう市の予算の枠組みも決められて、限度2億5,000万円ということで、足してみても180億円の10分の1にもいかないうちに施工期間を迎えてしまう。

こういうことをもう少し事務局も、協議をするのならばどういう協議の場、そしてこの事業そのものが、少なくとも基本計画が策定された時点で議会において議員説明会も行われ、そして条例化するのには当然議会の議決を経ておるわけです。その重要な区画整理事業の推移の段階で、やはり節目としての平成4年に何をなすべきか、平成8年に何をなすべきか、平成12年に何をなすべきかという節目があったときに、ほとんど協議の中でこの区画整理事業問題が取り組まれたという経過は、まずなかったのではないかと。あればこんなことでは済まされないということだと思つので、今後はぜひひとつその面についていろいろなとお尋ねをしたいと思つます。

我々も1年半、いろいろと事務局とも折衝をさせていただいて、ほとんどの基本的計画における数字は全部調べさせていただきました。その基本計画の各事業についての質問については、また3月議会で改めてしたいと思いますので、ぜひそれまで3カ月有余あるわけですから、本当にこの計画がもうこの辺で地権者にうそのない、できる計画を考えてもらうということも、ぜひお考えいただくような形で3回目の質問とさせていただいて、質問の回答は時間がございませんので、通告してございませんので、その辺はぜひひとつ庁議を開催していただいた中で、この区画整理事業に対する基本的姿勢を3月にみっちり聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをし、3回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 回答をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、いろいろな面で計画不足・検討不足という指摘がございませ

た。そういう指摘に対しまして、先ほども言いましたように今後検討会という中でもいろいろと協議いたしまして、方向転換を図れるものは図るというような形の中で、今後できることを模索しながら実施できる計画をつくって、皆さんにお示ししてご理解をいただくよう努力をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 以上で串田武君の質問を終わります。

次に、青柳正敏君の質問を行います。青柳正敏君の登壇を願います。

（ 17番 青柳正敏君登壇 ）

17番（青柳正敏君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、壇上よりさきに通告してあります市規則の見直しと適正運用について伺います。

まず、市職員共済会に関する条例施行規則について伺います。市共済会に関する条例施行規則第38条で、「会員の経費は、会員の掛金・市負担金・その他の収入をもってこれに充てる。」とあり、同第39条では、「市の負担金は会員の掛金相当額とする。」とありますが、平成15年度一般会計予算書においては職員共済会補助金として519万3,000円が掲載されております。そこで伺いますが、負担金と補助金とは性質が異なると思いますが、負担金とは何か、補助金とは何かを伺います。

条例施行規則第39条で正式に負担金とうたわれておりますが、藤岡市職員共済会に関する条例第4条に、市の負担として「市は共済会の事業を円滑に実施するため、毎年度予算の範囲内においてその費用を負担する。」とあり、市職員共済会に関する条例施行規則第39条では、「市の負担金は会員の掛金相当額とする。」とある中で、平成15年度予算編成に当たり、財政の縮減策の一環として補助金等の前年度対比一律5%カットを市共済会負担金にも適用しているのではないのでしょうか。

平成15年度予算において、519万3,000円は5%カットを掛けた額なのかを伺います。条例により市の負担をしており、同条例施行規則第39条では、「市の負担金は会員の掛金相当額とする。」とあることは、市が一方向的に5%カットすることは市条例違反ではないかと思いますが、市条例規則にうたってある負担金を一律減額してもよいのかを伺います。市条例規則の法的な拘束力についてもお聞かせください。

次に、藤岡市消防団運営交付金等について伺います。市消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例第8条服務規律によると、「団員は団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合にあっても、水・火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。」とあります。ここで消防団員の職務とは何かをまず伺います。

また、同第12条は、団員が職務に従事することに対して団員に報酬の支給をうたっています。報酬額等については、市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定めております。市消防団については交付金等に関する規則第2条において、「消防団の円滑なる運営を図るために必要な経費として消防団に交付する。」とあり、「数項目にわたり活動に必要な経費に充てる。」とあり、同第3条ではその交付対象活動の1年間の限度額が明記され、同第4条で団運営交付金等の総額の算出計算式も記載されておりますが、「消防団員は団長の招集により出勤し、職務に従事する。」とあり、「その職務に従事することに対して報酬を支給する。」とあり、消防団運営交付金等は同じ職務に従事することに対して必要経費として交付金が支給されているものです。市消防団交付金に関する規則第4条関係の別表は、私にはとても団運営に必要な適正経費額とは思えませんので伺いますが、算出基礎額の根拠説明を願います。

消防団員の任命を受けるということは、地域防災の一面を担うわけからして予防査察、火災出勤、消火活動のための訓練、消防車や機械・機器の整備、使用するための技術習得訓練こそ団員に与えられた使命と思いますが、市長は消防団設置目的をどのようにとらえているのかお聞かせ願ひ、1回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） お答えをいたします。

職員共済会の意義や事業につきましては、ご理解をいただいていると考えますが、改めて申し上げます。市役所という職場の中での労使関係の中で職員の福利厚生活動に取り組んでおり、その運営は労使双方の代表者からなる理事会で決定をしております。

ただいまお尋ねの負担金と補助金についてご説明を申し上げます。最初に、負担金であります。法令または契約等によって地方公共団体が負担することになるものと定義されております。何点か申し上げますと、特定の事業について地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部または一部を支出する場合。また、2つ目は、一定の事業等について財政政策上またはその他の見地から、その事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合などがあります。また、その他といたしまして、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が取り決められた費用を支出する場合があります。一方、補助金であります。特定の事業や研究等の育成を助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものと定義をされております。民間企業に例えれば、経営者が従業員の福利厚生費として企業の経費により実施している事業を、市の場合には職員共済会が実施するということで、経営側と

市の表裏一体の組織であり、負担的な部分と補助金的な側面をあわせ持っていると考えております。

総合的に判断いたしまして、補助金として扱うことが適切であるとの考えから、現在の取り扱いに至っております。ちなみに、各市の状況を参考に申し上げますと、交付金・負担金・補助金・助成金・委託料・共済費ということでさまざまな解釈が成り立っていることも事実でございます。

次に、平成15年度予算において補助金等が一律5%カットされているが、職員共済会の補助金519万3,000円についてはどうかということですが、内容については10%をカットさせていただいております。行財政改革の中で各種事業の見直しや補助金の削減と市民の皆様にもご無理をお願いすることから、職員に関する部分につきましては市民に先立って実施する必要があるとの見解から、職員数の削減や管理職手当・特殊勤務手当・超過勤務手当の削減及び事務服の廃止・作業服の見直し等を行っております。職員共済会につきましても、補助金削減はこれらの削減・見直しと並行して実施したものでございます。

次に、条例施行規則にうたってある負担金を一律に減額してよいのか及び条例施行規則の法的な拘束についてはとのご指摘でございますが、議員ご指摘のとおり、当然のことながら軽々しく軽減するべきではなく、遵守すべきということは重々承知はしております。しかしながら、長引く不況の影響で民間企業では倒産やリストラが続く中、公務員もそれなりの痛みを分かち合うことは当然と考え、10%のカットをさせていただきました。

次に、消防団関係の質問についてお答えいたします。初めに、藤岡市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例第8条の服務規律による消防団員の職務とは何かについてご質問をいただきました。消防団員の職務につきましては、消防組織法第15条の4に消防団員は上司の指揮監督を受け、消防事務に従事すると定義されております。個人行動ではなく、集団による組織活動行動により、効果を追及して職務としております。消防事務につきましては、災害活動のほか火災予防、警戒警備、教育訓練、機械・器具の整備があり、住民の被害軽減の任務遂行のために行うものであります。

次に、報酬と消防団運営交付金についての質問ですが、それぞれについてご説明をいたします。最初に、消防団員の報酬であります。非常勤の地方公務員である消防団員の身分と、その職務に対する給付金であります。職務に対してのご質問がりましたが、辞令を受けた団員が消防活動に従事することになったことに対する社会公共の感謝をあらわし、団員個人に支払う給付金であります。

報酬年額につきましては4万5,000円であり、月額に換算いたしますと3,800円であります。報酬額につきましては、国による地方交付税の算定基準の中に階級別の金

額が示されております。団員で3万6,000円です。しかし、消防法第15条の6に、「非常勤の消防団員については条例で定める。」と規定され、市町村により違いがございます。藤岡市においては、団員の負担及び県下の状況を勘案して条例で支給額を決めております。県下各市の団員の報酬を見ますと、最高で7万7,000円、最低で4万1,000円、当市の場合におきましては4万5,000円ということで、11市の中で8番目の金額支給となっております。

活動は団結を重視するため活動後の親睦会等団員交流も必要であり、財源が減少している中で、公費で全額負担できない部分の団員自己負担が大きくなっており、運営交付金と関連して必要に応じては今後報酬を見直すこともあろうかと考えております。そして、藤岡市では支給されておきませんが、国では消防団員に支給している出動手当があります。本来業務を持つ消防団員が、消防活動に従事することにより損失する費用弁償というものであります。他市では支給されているところもあり、個人報酬となるもので、団員報酬の一部として見直しをする場合、検討する部分になろうかと思っております。

次に、消防団運営交付金についてご説明いたします。目的は、議員の質問の内容にありましたが、藤岡市消防団運営交付金等に関する規則に規定をされております。消防団組織の円滑なる運営を必要経費として消防団に交付するものであります。算定額につきましては規則第4条で規定され、団員定員に定期訓練・予防査察・幹部訓練・機関員訓練・火災出動・風水害警戒・消防点検・歳末警戒の交付限度回数に、別表で定める算出基礎額を乗じた額の合算額としております。算出基礎額につきましては、昭和57年の運営交付金規則制定前に実働手当支給されていたものを廃止しまして、国の実働手当算定額を参考に各訓練にかかる費用とし、出動訓練・査察・風水害警戒について1回1,300円、消防点検と歳末警戒につきましては藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬に定める額として日額7,200円がございます。3時間以上の適用を考慮し、根拠となっております。

使用状況につきましては、消防団全団と分団運営に必要な経費に使用をしております。分団事業といたしましては、消防学校研修に通う団員の費用弁償や分団活動、詰所運営時の消耗品代、団員の団結・親睦を図るための研修及び懇親会の一部負担金、出動や警備、会議に伴う食糧費があり、さらに消防団全体事業の参加負担金や食糧費があり、必要な経費としております。

次に、消防団設置目的であります。消防団員は任命を受けると火災の災害、住民の生命、身体、財産を守るという大変重要な任務を遂行することになります。奉仕される消防団員に、地域住民の負託にこたえていただくため、消防活動に精励できるよう消防団の充実を図り、魅力ある消防団づくりに取り組んでいきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 2回目ですので自席から質問させていただきます。

職員共済会については、補助金として扱うのが適切であるということで、職員共済会補助金、これは10%カットされているということでありますけれども、適正であるということです。整理してみますと、「補助金とは地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助である。」とあります。市職員共済会が補助金として市より補助金を受けているということは、市民の税金の一部もその中に含まれているということであります。その用途について適正使用されているかを行政執行者側はチェックしているものと思われませんが、市職員共済会は藤岡祭りの中で大人みこしに毎年参加をさせていただいておりますが、職員共済会がみこし参加をするに当たり、担ぎ手確保のため、みこし参加者に報奨金を出しているとお聞きしております。市はこうした事実を承知しているのか伺います。

補助金を仰いでいる市職員共済会が、福利厚生事業の一環とはいえ、祭りみこしの参加者に報奨金を出すというのは問題かと思いますが、財政非常事態宣言が出され、市を挙げでの行財政改革に取り組んでいるさなかであります。市職員には藤岡市の最大イベントである藤岡祭りに対し、いろいろな形で協力、参加していただいていることには私も敬意を表するものでありますが、職員共済会がみこし参加者に報奨金を出しているということに関して市長はどのように思われているのか。

藤岡市職員共済会に関する条例施行規則第3条では、目的達成ための事業をうたっておりますが、補助金給付団体が藤岡祭りのような市民相互参加型の事業参加に対して独自の報奨金支給には規則の見直しなり、規制をかけるなり、場合によっては補助金の削減等、対策を検討すべきと思いますが、そうでないと他の参加団体、またお祭りにおきましても、助成におきましては藤岡の踊り大行進とか、いろいろな形で参加を願っております。そういった方にも同じような形でその補助金が出され、参加した人に同じような報奨金が出されるというのであれば、それは公平性という中からしても結構なわけですが、やはりそういったことはそれぞれに対して不可能であるというような中で、平等性に欠けるのではないかというようなことから、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、藤岡市消防団運営交付金等に関する規則について伺います。私たち議員を含む市民は、条例や規則については市の例規集やパソコン等による検索等によってしか知り得ません。市消防団運営交付金等に関する規則第4条関係の別表により質問したわけですが、新たにいただいた資料1個分団運営交付金の内訳においても各団対応事業の多くの項目は食糧費であります。第4項の一部負担金についても食糧費の何ものでもありません。事業経費においても、詰所消耗品については特に疑問を感じます。1分団当たりの消耗品代としては、適正金額とは思えません。市消防団運営交付金等年度当初予算961万4,

000円の中での分団事業の活性化事業などは、どのような事業なのか、市民に活動内容を知らしめるべきであります。秋季点検の分団事業経費負担金についても理解しがたいものがあります。ぜひ説明をお願いします。

消防団員の任命を受けるということは、精神的にもはかり知れない負担を負いますので、報酬によって手厚く理解を示すべきだと思います。団員には十分とは言えないまでも、しっかりとした報酬で報いるべきであります。特別職報酬日額、費用弁償ですが、団員月額に換算しますと特別職報酬日額の中で7,200円が報酬及び費用弁償に関する条例で定められていますが、消防団員は月額に換算すると3,800円とのことであります。消防団員になると定期訓練で8回、予防査察6回、幹部訓練12回、機関員講習訓練12回、火災出動が年に10回というような算定であります。風水害警戒5回、消防点検1回、歳末警戒2回、一般団員で30回ぐらい、そういった交付金の対象とされる出動があります。30回の中で一般団員においては年額4万5,000円であります。これはいかにしても算定が低過ぎるのではないかというふうに思います。私は、この特別職の報酬審議会においてどのような形でこの消防団員の精神的負担を加味してこれが算定されているのか、この点を伺い、2回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

総務部長（齋藤稔一君） 市長にということですが、私の方からお答えをさせていただきます。

藤岡祭りに参加しているみこしの担ぎ手には報奨金としてではなく、みこし終了後の慰労会に充てる費用ということで職員共済会から参加者に支出をしております。ご承知のとおり、職員共済会は職員の掛金と補助金とで運営をされており、設置目的は職員の福祉及び利益の保護並びに厚生制度の適切な運営を図り、能率の推進に資することとあります。設置目的とは異なる事業への支出ということではありますが、職員の掛金を使うということで、祭りに参加していない職員にも理解をいただく中で支給をしております。休日に、ある程度強制的な中で若い職員が参加をしております。参加者の中には酒の飲める人も飲めない人もさまざまであります。また、終わってすぐに帰りたい人もいれば、ゆっくり酒を飲みたいという考えの方もおりますので、1カ所ですうした慰労会もなかなかできません。そういうことで個人にそうした反省会の費用ということで支出をしている現状でございます。他の参加団体である企業みこしと同様、半ボランティア的側面も持ち合わせて参加をし、職員共済会本来の趣旨からは多少異なっておりますが、藤岡市の祭りということで参加をしておりますので、理解をいただきたいと思っております。

運営交付金の使用につきましては、内訳の目安としまして担当の方から既に資料を差し上げたとおりであります。特に最近につきましては、そうしたコミュニケーション、あるいは「飲みニケーション」、こうしたものも団の親睦を図る上では重要な部分でありますの

で、今後ともそうしたものについては必要かというふうを考えております。消耗品代についてはそれぞれ関係の消耗品が配られ、その中身についてはさまざまなことがございます。月に5,500円程度見ておる現状にあります。

それから、活性化事業の交付金28万9,000円については、この事業については藤岡市の消防団運営交付金等に関する規則の中にある活性化事業交付金で、消防団員の活性化と魅力ある消防団づくりの事業経費に充てるもので、団員1人当たり2,000円以内の算定をしております。実績としまして親睦・団結を目的に消防団新聞の作成、ソフトボール大会、ボウリング大会などが行われ、団員の啓蒙啓発等の事業に対し消防団に交付をされております。議員も参加をいただきましたが、秋季消防点検後の消防フェスティバル等の助成については、より多くの市民に参加していただく中で、豚汁あるいは餅、そうした食料の無料配布、また園児参加による演奏会等を開催し、一般住民参加による防災の啓蒙啓発活動としております。その底になる部分の助成をしているものであります。内訳につきましては、使用目安であり、不足を生じた部分に流動的に使用されるものとご理解をいただきたいと存じます。

それから、現在の運営交付金算出基礎として出勤回数を基準としておりますが、災害により出勤回数は変動するもので、必要な経費と誤差を生じる場合があり、理解しやすい明確な必要な経費基準を見直す必要があるかとも考えております。県下の消防団運営交付金算定は、藤岡市と富岡市が出勤回数を算出基礎としております。そのほかの市につきましては、運営に必要な経費ということで分団数や団員数を基礎に算定をし、予算の範囲内で交付金としております。

また、消防団員の報酬を手厚く、理解を示すべきことということではありますが、確かに他の団体と比べると低いものとなっております。しかし、この消防団につきましては、自らの郷土は自らの力で守る、郷土愛護の精神を基調としており、地域社会に奉仕する団体であり、犠牲的奉仕団体と言われております。特別職報酬審議会等審議において、国の示す基準と他市の状況、活動状況を勘案して金額を設定しているものとうかがえます。そのために消防団運営交付金等により消防活動や団活性化に伴う経費を団員の自己負担とさせないような交付金として団に支給しているものが現状の姿でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 青柳正敏君。

- 17番（青柳正敏君） 職員共済会の事業におきましては、やはりいろいろな会員の相互理解の中でその使用をしているということでもありますけれども、やはり本来の趣旨であります職員共済会としての健康管理には、もろもろの健診事業とか、またはスポーツの振興のような

ものもあると思いますし、文化・教養を高めるためといった形で使われる方が、市民にも、より理解がいただけるというふうに思いますので、どうかそういった方向へ、これから職員共済会への指導というものも市長にはお願いしたいものであります。

消防団員の交付金は、交付金の額はどうか、報酬はどうかではなく、やはり報酬という基本的なものが低いから、それをカバーするような形の中で交付金というようなものが昭和57年に条例制定されたのではないかというふうに思うわけですが、やはりしっかりと基本となるもので見てやる、そういった方向が私はよりベターではないかというふうに思うわけです。いろいろな中で、懇親会の一部負担金といったことは、できることであればやはりやめて、ほかの形の中で、まず報酬というものを、一般団員でも30回から、また役付になれば年に45回も50回も消防団員の命を受けた中で行動をしてくれているわけです。市民のためにしてくれているのです。それは財政難という面もあるかもしれませんが、そういった方に対してもっともっとつけるべきものにはつける、そして交付金の中で懇親会の一部負担金といったようなものはしっかり削らせてもらうといった、市民だれもが理解できるような形で、この消防団というものが運営されなければいけないのではないかというふうに思います。

これは報酬等の審議会が必要になるかとは思いますが、どうか報酬というものをしっかりそういったことの中で対応し、基本というものをしっかりした中で、交付金についてちょっと問題があるようなものについてはやはり消防団の団長と幹部と相談の中で、全市民に理解される中で、市民も消防団という活動については感謝しておりますし、この目的は非常に大変なものがあります。24時間緊張した中で過ごさなければならないというようなこともありますし、台風等におきましては自分の家を守らなければならないという中で出勤しなければなりません。そういったことに対してしっかりと、やはり報酬という中で対応をしていただきたくお願いするものです。

どうか最後に市長はこの点についてどのように考えをお持ちなのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

総務部長（齋藤稔一君） 市長にということですが、消防団関係については私の方から先に答えをさせていただきます。

団員の報酬につきましては、消防団員の処遇に係る費用弁償である出動手当、藤岡市消防団運営交付金の明確な算定基準の見直し、あわせて検討することが望ましいということですが、消防団運営交付金につきましては昭和57年から7回の変遷をし、現在に至っております。藤岡市では各交付金等を見直しで、消防団においても来年度減額をする予定で現在あります。消防団の総合的経費及び団員の処遇につきましては、消防団長

をはじめとする関係者と十分な協議が必要であり、県下の同規模の市状況とあわせて比較検討していきたいと考えております。さらに、消防団も市町村合併における変動期になることが予測され、これから算定を明確な必要の経費基準で検討してまいりたいと思っております。そのようなところでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 職員共済会の補助金に関する見解についてお答えいたします。

職員共済会として行う事業の趣旨に沿っているか、いないかということはともかくといたしまして、市の行事としての藤岡祭りに協力するという立場から参加いただいているわけでございます。規則の見直しが必要かどうか慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、消防団の運営交付金につきましては、今、部長が答弁いたしましたように現在の団員の皆様のご理解が大変重要かと思っております。今後検討していきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 以上で青柳正敏君の質問を終わります。

休 会 の 件

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

延 会

議長（松本啓太郎君） 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時20分延会